

確認検査業務手数料規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

1. 目的

この規程は、別に定める「ハウスプラス住宅保証株式会社確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、ハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

2. 建築物に関する確認の申請手数料

- (1) 建築物に関する確認申請手数料は、確認申請 1 件につき別表第 1 に定める額とする。
- (2) 別表第 1 の床面積の合計は、次の各号に定める区分に応じた面積について算定する。
 - ① 建築物を建築する場合（次の②乃至④に掲げる場合は除く。）は、当該建築に係る部分の床面積
 - ② 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラス以外から受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積
 - ③ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、かつ、当該計画の変更に係る直前の確認をハウスプラスから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算）（別表第 1 0）
 - ④ 検査後に追加説明書を提出する場合は、当該追加説明に係る部分の床面積の 2 分の 1（別表第 1 0）
 - ⑤ 増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積（但し、既存の建物の直前の確認をハウスプラスから受けている場合で、建築物を別棟増築する場合は、当該建築に係る部分の床面積）
- (3) 複数棟である建築物の確認申請で床面積の合計が 5 0 0 m²を超える場合、（2 以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分における各部分を含み、棟毎の床面積が 2 0 0 m²を超える棟に限る。）別表第 1 の床面積の合計欄に該当する申請金額の 2 0 %を構造計算上の棟数から 1 を控除した数に乗じて得た額を加算する。ただし、構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物を除く。（別表第 1 1）
- (4) 建築物の建築確認に関する追加手数料は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

3. 建築設備及び工作物に関する確認の申請手数料

建築設備（小荷物専用昇降機、ホームエレベータを含む。以下同じ。）及び工作物に関する確認申請手数料は、別表第 4 に定める額とする。

4. 建築物に関する中間検査の申請手数料

- (1) 建築物に関する中間検査手数料は、中間検査 1 件につき別表第 1 に定める額とする。

- (2) 建築物に関する中間検査手数料は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- (3) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第 1 に定める額の半額とする。
- (4) 直前の確認申請をハウспラス以外から受けている場合の中間検査手数料は、一の建築物につき別表第 1 の確認申請手数料を加えた額とする。

5. 建築設備及び工作物に関する中間検査の申請手数料

- (1) 建築設備及び工作物に関する中間検査手数料は、中間検査 1 件につき別表第 4 に定める額とする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第 4 に定める額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウспラス以外から受けている場合の中間検査手数料は、一の工作物につき別表第 4 確認申請手数料を加えた額とする。

6. 建築物に関する完了検査の申請手数料

- (1) 建築物に関する完了検査手数料は、完了検査 1 件につき別表第 1 に定める額とする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第 1 に定める額の半額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウспラス以外から受けている場合の完了検査手数料は、一の建築物につき別表第 1 の確認申請手数料を加えた額とする。
- (4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、「省エネ判定」）を要した建築物の完了検査において、ハウспラス以外の機関で省エネ判定を受けている場合、追加手数料として別表第 3 に掲げる額を加算する。
- (5) 改正建築基準法施行日（2025 年 4 月 1 日）以前に確認済証を交付済で、施行日以後に着工し、構造関係規定等の適合を確認する必要がある場合、追加手数料として別表第 1 2 に掲げる額を加算する。

7. 建築設備及び工作物に関する完了検査の申請手数料

- (1) 建築設備及び工作物に関する完了検査手数料は、完了検査 1 件につき別表第 4 に定める額とする。
- (2) 検査の結果、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、別表第 4 に定める額とする。
- (3) 直前の確認申請をハウспラス以外から受けている場合の完了検査手数料は、一の工作物につき別表第 4 の確認申請手数料を加えた額とする。

8. 軽微な変更並びに各種届出手数料

- (1) 建築物の変更（軽微な変更）の届出手数料は、届出 1 件につき別表第 5 に定められる額とする。
- (2) 建築設備、工作物の変更（軽微な変更）の届出手数料は、届出 1 件につき別表第 6 に定められる額とする
- (3) その他の届出手数料は、届出 1 件につき別表第 7 に定められる額とする。

9. 仮使用認定に係る申請手数料

仮使用認定の申請に係る書類・図面審査・現場検査の手数料の額は、建築物の申請一件につき、別表第 8 に掲げるとおりとする。

10. 遠隔地の場合の検査申請手数料

検査の対象となる工事が、遠隔地の場合は、別表第 9 に掲げる額を加算する。

11. 確認申請等手数料の減額

ハウスプラスは手数料の額を、次に掲げる場合に減額することができるものとする。※

- (1) 年間相当数の申請が見込めるとハウスプラスが判断したとき。(100 件以上の場合減額率 15%とし、減額率上限 35%)
- (2) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の申請を受けたとき。(減額率上限 10%)
- (3) ハウスプラスの行う他の業務により、審査又は検査の合理化が図れるとき。(減額率上限 10%)
- (4) あらかじめハウスプラスが指定したコンピューターシステムを利用して申請を行ったとき。(減額率上限 15%)
- (5) 一戸建ての住宅で共通仕様等に基づいている場合など、効率的に審査が行えるとき。(減額率上限 5%)
- (6) その他訂正が少ない等ハウスプラスが必要と判断したとき。(減額率上限 10%)

※ 減額率は加算できるものとし、減額率 75%を上限とする。

12. 協議事項

その他、本規定に記載のない事項については別途協議のうえ定めることとする。

この規程は、2021 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、2024 年 12 月 1 日より適用する。(社名のみ改定)

この規程は、2025 年 4 月 1 日より適用する。

【別表】

単位：円

第1) 建築物の確認申請手数料

第1類 法第6条の4による確認の特例有りの建築物かつ構造計算書なし

床面積の合計	建築確認	中間検査 *1*2	完了検査 *1*2
100 m ² 以内	32,000	39,000	39,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内	49,000	43,000	43,000
200 m ² を超え、500 m ² 以内	59,000	59,000	64,000

第2類 第1類以外の建築物

床面積の合計	建築確認	中間検査 *1*2	完了検査 *1*2
100 m ² 以内	80,000 ※	49,000	59,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内	97,000 ※	53,000	63,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内	114,000 ※	61,000	76,000
300 m ² を超え、500 m ² 以内	132,000	69,000	89,000
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内	176,000	143,000	182,000
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内	231,000	165,000	234,000
2,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内	352,000	268,000	373,000
4,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内	440,000	297,000	416,000
6,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内	550,000	343,000	473,000
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内	693,000	405,000	567,000
20,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内	880,000	482,000	697,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内	1,518,000	821,000	1,107,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内	2,079,000	1,214,000	1,610,000
200,000 m ² を超えるもの	2,200,000	1,329,000	1,993,000

※ 構造基準を壁量等の基準とする場合

床面積の合計	建築確認
100 m ² 以内	62,000
100 m ² を超え、200 m ² 以内	79,000
200 m ² を超え、300 m ² 以内	89,000

第2) 確認申請手数料に加算する追加手数料

追加手数料項目		追加手数料
省エネ基準審査加算：仕様基準（一戸建ての住宅）		5,000
省エネ基準審査加算：仕様基準（一戸建ての住宅以外の住宅）		申請手数料×10%
天空率加算		申請手数料×10%
申請手数料下限		5,000
構造計算適合性判定の整合性確認 ＊3		10,000
ルート2 加算 ＊3		98,000
避難安全検証法等		申請手数料×20%
免震構造（大臣認定を除く）		40,000
延焼防止建築物等（令 136 条の2 第一号ロ、第二号ロ）		申請手数料×30%
木造三階建て共同住宅等（告示 255 号 第一 三号及び四号）		申請手数料×30%
条例等の規定による構造耐力、構造計算書審査		28,000
土砂災害特別警戒区域の規制により構造審査を要するもの		50,000
特定天井等（特定天井・落下防止）		別途見積り
既存建築物に対する審査		別途見積り
昇降機併願申請		第4) 建築設備加算
第1 類 確認申請 構造計算書あり		第2 類を適用する

第3) 省エネ判定等が別機関の場合の完了検査手数料（追加料金）

床面積の合計	省エネ適判等別機関
100 ㎡以内	5,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内	5,000
200 ㎡を超え、300 ㎡以内	10,000
300 ㎡を超え、500 ㎡以内	15,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内	26,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内	33,000
2,000 ㎡を超え、4,000 ㎡以内	52,000
4,000 ㎡を超え、6,000 ㎡以内	58,000
6,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内	66,000
10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以内	79,000
20,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内	97,000
50,000 ㎡を超え、100,000 ㎡以内	153,000
100,000 ㎡を超え、200,000 ㎡以内	224,000
200,000 ㎡を超えるもの	277,000

第４） 建築設備、工作物等

		建築確認	中間検査 *2	完了検査 *2
建築設備・小荷物専用昇降機		27,000	35,000	35,000
RC 造の柱、鉄柱等	15m を超え、19m 以内	31,000	30,000	30,000
	19m を超え、25m 以内	50,000	61,000	61,000
	25m 超	80,000	80,000	80,000
煙突	6m を超え、10m 以内	50,000	50,000	50,000
	10m 超	88,000	88,000	88,000
広告塔、広告版等	4m を超え、8m 以内	31,000	30,000	30,000
	8m を超え、14m 以内	50,000	61,000	61,000
	14m 超	80,000	80,000	80,000
高架水槽、サイロ等	8m を超え、10m 以内	50,000	50,000	50,000
	10m 超	88,000	88,000	88,000
擁壁	2m を超え、4m 以内	31,000	30,000	30,000
	4m を超え、10m 以内	50,000	61,000	61,000
	10m 超	88,000	88,000	88,000

第５）建築物の変更（軽微な変更）届出手数料

届出手数料項目	届出手数料	
第１）第１類に該当する建築物	5,000	
第１）第２類に該当する建築物	床面積 500 ㎡以内	5,000
	床面積 500 ㎡超え	第１）に該当する 建築確認手数料×10%

第６）建築設備、工作物の変更（軽微な変更）届出手数料

届出手数料項目	届出手数料
建築設備・小荷物専用昇降機	5,000
各工作物の種別	5,000

第７）各種届出手数料

届出項目	届出手数料
申請書等記載事項変更届	5,000

第 8) 仮使用認定申請手数料

対象床面積の合計	仮使用認定 *2
100 m ² 以内	66, 000
100 m ² を超え、200 m ² 以内	77, 000
200 m ² を超え、300 m ² 以内	107, 000
300 m ² を超え、500 m ² 以内	144, 000
500 m ² を超え、1, 000 m ² 以内	185, 000
1, 000 m ² を超え、2, 000 m ² 以内	248, 000
2, 000 m ² を超え、3, 000 m ² 以内	324, 000
3, 000 m ² を超え、4, 000 m ² 以内	357, 000
4, 000 m ² を超え、5, 000 m ² 以内	397, 000
5, 000 m ² を超え、6, 000 m ² 以内	430, 000
6, 000 m ² を超え、7, 000 m ² 以内	463, 000
7, 000 m ² を超え、8, 000 m ² 以内	504, 000
8, 000 m ² を超え、10, 000 m ² 以内	515, 000
10, 000 m ² を超え、15, 000 m ² 以内	563, 000
15, 000 m ² を超え、20, 000 m ² 以内	618, 000
20, 000 m ² を超え、30, 000 m ² 以内	737, 000
30, 000 m ² を超え、50, 000 m ² 以内	770, 000
50, 000 m ² を超え、70, 000 m ² 以内	1, 273, 000
70, 000 m ² を超え、100, 000 m ² 以内	1, 339, 000
100, 000 m ² を超え、200, 000 m ² 以内	1, 878, 000
200, 000 m ² を超えるもの	2, 377, 000

第 9) 遠隔地の場合の手数料 (加算額) *4

遠距離地距離	手数料
概ね 50km を超え、100km 以内	13, 000 × 検査員数
100 を超え、300km 以内	15, 000 × 検査員数 + 旅費
300km を超え、500km 以内	35, 000 × 検査員数 + 旅費
500km を超える	55, 000 × 検査員数 + 旅費

第 1 0) 計画変更・追加説明について

距離	手数料
計画変更及び追加説明 *5	当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1 の面積に基づき表第 1 により算定する。(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積を加算)

第 1 1)

EXPJ 等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の手数料 (加算額)

表第 1 による手数料	×	20%	×	(棟数 - 1)
表第 1 による手数料は、500 m ² 超 棟数は、棟毎の床面積が 200 m ² を超える棟に限る。				

第 1 2)

改正建築基準法施行日 (2025 年 4 月 1 日) 以前に確認済証を交付済で、施行日以後に着工する場合の追加手数料 (構造関係規定等適合確認加算額)

追加手数料の項目	追加手数料
500 m ² 以内 かつ 構造基準を壁量等の基準とする場合	30,000
500 m ² 以内 かつ 構造基準を壁量等の基準としない場合	48,000
省エネ基準審査 (仕様基準) のみを行う場合	第 2) 追加手数料

- * 1 中間検査・完了検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とする。
- * 2 確認済証をハウスプラス以外から受けている場合は、中間検査・完了検査・仮使用認定手数料に確認申請手数料金額を加算。
- * 3 棟毎に手数料を算定する。
- * 4 原則として、ハウスプラス (本社) からの距離の区分に応じる。
- * 5 直前の確認をハウスプラス以外で受けている場合は、当該建築物に係る部分の床面積に基づき建築確認手数料金額を加算。

(注意)

建築確認は、消費税法第 6 条、消費税法別表第 1 従い、非課税となります。